

制 定 平成 13 年 4 月 1 日
最終改正 令和 3 年 4 月 1 日

愛知県経済環境適応資金融資制度要綱運用要領

愛知県経済環境適応資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）については、下記により運用するものとする。

記

（サポート資金）

第 1 経営あんしん

（1）倒産事業者の認定

ア 要綱第 8 第 1 項第 1 号イ(イ)の規定に基づき認定する倒産事業者は、負債金額（金融機関からの借入額を除く。）がおおむね 1,000 万円以上あり、かつ県内の関連中小企業者の経営に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ただし、上記以外の倒産事業者であっても当該事業者の倒産が地域経済に著しい影響を及ぼすものと認められる場合には、弾力的に運用するものとする。

イ 認定の有効期間は、認定の日から 1 年とする。

（2）認定手続

ア 倒産事業者の認定は、主として㈱帝国データバンク名古屋支店発行の「帝国ニュース」に基づき、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）が行うこと。

ただし、「帝国ニュース」以外のもの（例えば新聞情報等）により確認できる場合は、その事実により認定すること。

イ 「帝国ニュース」は、通常倒産事業者の負債総額（金融機関からの借入額を含む。）を掲げているので、具体的に認定するに当たっては、負債総額が 1,000 万円以上の倒産事業者を前項に該当する倒産事業者とみなして認定を行うこと。

（3）取引額の意味

要綱第 8 第 1 項第 1 号イ(イ)に規定する「取引額」とは、売上高（役務の提供による営業収益を含む。）又は、商品仕入高のいずれかとし、原則として最近における 6 か月間又は 12 か月間の実績によるものとする。

（4）報告又は通知

協会は、毎月の認定した倒産事業者を翌月 5 日までに様式第 3 により県に報告するとともに、取扱金融機関に通知すること。

2 セーフティネット（セーフティネット保証（5号）にかかる期中支援）

中小企業信用保険法（昭和 25 年法律 264 号。以下「保険法」という。）第 2 条第 5 項第 5 号に規定する特定中小企業者が、協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は半年に一度、協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、申込中小

企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき又は保証期間が1年以内であるとき及び平成30年4月1日以降に保証申込の受付がされたものはこの限りでない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時に、その理由を記載した書面を協会へ提出するものとする。

3 条件変更改善

(1) 要綱第8第1項第1号エにおいて、中小企業者から計画の実行及び進捗の報告を受けた金融機関は、次のとおり対応するものとする。

ア 取扱金融機関は当該中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けるものとする。

イ 取扱金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、当該中小企業者に対し、計画の策定支援や経営支援を行うものとする。

ウ 取扱金融機関は、原則として年1回当該中小企業者の事業年度毎に、協会に対し、同中小企業者の計画の実行状況とともに、取扱金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告しなければならない。なお、取扱金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

エ 取扱金融機関は当該中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、同中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

(2) 要綱第16第1項第5号に規定する「事業計画書」とは、次に掲げる内容を満たすもの又は含むものとする。

ア 計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とすること。

イ 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策を記載すること。

ウ 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画を記載すること。

4 短期

要綱第8第1項第1号オにおいて、取扱金融機関は、決算書等により流動比率（ $(\text{流動資産} \div \text{流動負債}) \times 100$ ）又は当座比率（ $(\text{当座資産} \div \text{流動負債}) \times 100$ ）が100%以下であることについて確認するものとする。個人事業主又は決算期を迎えていない法人等、流動比率又は当座比率を算出することができない者については確認を要しないが、いずれの場合も協会に対し様式第4を提出するものとする。

5 大規模危機対応

(1) 保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者が、協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は当該融資が完済となるまでモニタリングを行い、半年に一度協会に対しその内容を報告するものとする。ただし、同項の経済産業大臣が認める日から1年

以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。以下「危機指定期間」という。）中であるとき、又は保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時に、その理由を記載した書面を協会へ提出するものとする。

(2) 取扱金融機関は、危機指定期間内に貸付実行するものとする。

(パワーアップ資金)

第2 (貿易振興・海外展開)

(1) 要綱第9第2項第1号ア(ア)に規定する「輸出品の製造、加工、集荷又は輸入に必要な運転資金」とは次のいずれかに該当するものであること。

ア 輸出資金

(ア) 輸出業務を行う卸売業者及び輸出品製造業者が輸出品の集荷に必要な資金

(イ) 輸出業務を行う卸売業者及び輸出品製造業者が外国からの注文を受け、又は貿易商社から注文を受けた輸出品の製造若しくは加工に必要なとする資金

(ウ) 輸出業務を行う卸売業者及び輸出品製造業者が見込生産をするために必要な資金

イ 輸入資金

(ア) 信用状開設の際必要とする資金

(イ) 輸入担保荷物の貸渡しに必要なとする補償金

(ウ) 一覧払輸入手形の決済資金

(エ) ユーザンス手形の決済資金

(オ) 輸入荷物代金決済に必要なとする資金（送金ベース含む。）

(カ) 製造業者が卸売業者を通じて原材料を輸入するために必要とする資金

(2) 要綱第9第2項第1号ア(イ)に規定する「海外展開に必要な事業上の設備資金及び運転資金」とは次のいずれかに該当するものであること。

ア 外国における支店、工場等の設置又は拡張に係る事業資金

イ 出資割合が10%以上となる場合（100%出資の子会社の出資と合算して10%以上となる場合を含む。）における外国法人の発行に係る株式又は出資の持分の取得資金

ウ 出資割合が10%以上である外国法人（100%出資の子会社の出資と合算して10%以上であるものを含む。）の発行に係る証券等（株式、出資の持分、社債又は利札）の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付資金

エ 海外直接投資の事業実施に必要な従業員教育資金

オ 海外直接投資の事業実施に必要な調査資金

カ 海外への販路拡大に係る見本市、商談会への参加資金

キ 直接輸出入に係る事業資金

ク 海外向け新製品の開発等、その他海外展開に係る事業資金（前アからキに該当する事業を除く。）

(3) 要綱第16第1項第7号アに規定する「別に定める計画書」とは、次のとおりとする。

ア 第2第1項第1号に該当する場合（様式第6の1）

イ 前号アに該当する場合（様式第6の2）

ウ 前号イに該当する場合（様式第6の3）

エ 前号ウに該当する場合（様式第6の3）

うち、金銭の貸付に該当する場合（様式第6の4）

オ 前号エ及びびオに該当する場合（様式第6の5）

カ 前号カ、キ及びビクに該当する場合（様式第6の6）

2 （経営力強化）

(1) 要綱第9第1項第1号ウにおいて、中小企業者から計画の実行及び進捗の報告を受けた金融機関は、次のとおり対応するものとする。

ア 取扱金融機関は当該中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けるものとする。

イ 取扱金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、当該中小企業者に対し、計画の策定支援や経営支援を行うものとする。

ウ 取扱金融機関は、原則として年1回当該中小企業者の事業年度毎に、協会に対し、同中小企業者の計画の実行状況とともに、取扱金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告しなければならない。なお、取扱金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

エ 取扱金融機関は当該中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、同中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

(2) 要綱第16第1項第7号ウに規定する「事業計画書」とは、次に掲げる内容を満たすもの又は含むものとする。

ア 計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とすること。

イ 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策を記載すること。

ウ 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画を記載すること。

3 （ワーク・ライフ・バランス、ファミリー・フレンドリー）

要綱第9第2項第1号エ(ア)に規定する「別に定めるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のために必要な設備資金及び運転資金」とは、次に定めるものと

する。

- (1) 従業員の養育する子を対象として、事業所内又は近隣に保育施設を設置（改築・改修・補修を含む）及び運営する場合の設備資金及び運転資金
- (2) 従業員が、自社の就業規則等で規定する育児休業、介護休暇、短時間勤務を利用することに伴い、必要となる運転資金
- (3) 従業員に対して、ワーク・ライフ・バランスの周知・理解を促進するためのパンフレット作成費、研修費用

4 （環境・省エネ）

- (1) 要綱第9第1項第1号カ(ア)に規定する「別に定める環境負荷低減設備」とは、次のとおりとし、主に別表1-1に掲げる設備をいう。

ア 省エネルギー又は新エネルギーを促進するための設備

イ 廃棄物、排水、副産物及び容器包装等のリサイクルを促進するための設備

ウ 廃棄物又は排水の量を減少させ、環境負荷の低減を図る設備

エ 環境負荷低減型設備（エコ商品）を製造する設備

- (2) 要綱第9第1項第1号カ(イ)に規定する「公害を防止するために必要な施設等」とは、主に別表1-2に掲げる施設等をいう。

5 （商店街）

要綱第9第1項第1号キに規定する「指定を受けている中小企業者又は別に定める中小企業者」とは、次のいずれかに該当するものであること。なお、指定を受けているとは、過去に指定を受けたことがある場合も含むものとする。

- (1) 指定を受けている商店街振興組合、事業協同組合（以下「指定組合等」という。）又は指定組合等に所属する組合員である中小企業者
- (2) 指定を受けている商工会・商工会議所（以下「指定商工会等」という。）に所属する会員のうち、小売業・サービス業を営む中小企業者
- (3) 指定を受けているまちづくり会社である中小企業者

6 （観光）

- (1) 要綱第9第1項第1号ク(ア)に規定する「別に定める観光客受入施設」とは、次のいずれかに該当するものであること。

ア ホテル、旅館、民宿等観光客等の宿泊施設

イ 観光客レクリエーション施設

ウ 観光みやげ品販売所

エ その他、観光客の受入に資する施設

- (2) 要綱第9第1項第1号ク(ア)に規定する「整備拡充」とは、新設の他、増改築、改修も含めるものとする。

7 （防災）

- (1) 要綱第9第2項第1号ケに規定する「別に定める総合防災対策に必要な設備資金及

び運転資金」とは、次のとおりとする。

ア 耐震のため、事業所等の固定、補強及び改修

イ 耐震装置を有する機械の設置

ウ 耐震のため、商品等を固定する設備の設置

エ 事業所等の浸水を防ぐために行う敷地、事業所等のかさ上げ及び設備の設置

オ 「事業継続計画（BCP）」（カに掲げる計画を除く）の策定及び実施

カ 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の策定及び経済産業大臣の認定を受けた同計画の実施

(2) 「事業継続計画（BCP）」は、中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針」又は愛知県の「あいちBCPモデル」により策定するものとする。

8 (補助金つなぎ)

(1) 要綱第9第1項第1号サに規定する「独立行政法人等」とは、特殊法人又は公益法人等の公的な機関を含む。

(2) 取扱金融機関は、補助金の振込先金融機関（店舗）に限定する。

(3) 補助金が融資期間内に交付される場合、取扱金融機関は、補助金の交付を確認のうえ、直ちに当該中小企業者に対し、繰上償還の措置を講じることとする。なお、補助金が分割交付される場合で、かつ、補助金交付額が融資金額を下回る場合は、補助金交付額を繰上償還額とする。

(4) 融資実行後に補助金の交付決定が取り消された場合、当該中小企業者は、取扱金融機関に直ちにその旨を報告しなければならない。また、報告を受けた取扱金融機関は、速やかに繰上償還の措置を講じることとする。

9 (企業立地・地域未来投資)

(1) 要綱第9第1項第1号シ(ア)に規定する「工場適地等」とは、以下のいずれかに該当すること。

ア 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条に規定する工場立地調査簿に登録されている工場適地

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域

ウ 県企業庁又は県内市町村（一部事務組合、公営企業、地方公社等を含む。）が造成した工業用地

エ 工場跡地

オ その他、知事が工場適地等として証明したもの

(2) 要綱第9第1項第1号シ(ア)に規定する「工場等」とは製造業、物流業（道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業に限る。）、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業に係る施設であって以下のいずれか

に該当すること。

ア 工場（製品の製造又は加工の用に供する施設）

イ 前号に規定する工場の管理と密接な関連を有する施設

ウ 製品の製造又は加工と関連を有する研究施設

エ 倉庫、集配施設等物流業と関連を有する施設

(3) 要綱第9第2項第1号シ(ア)に規定する「工場等の立地に必要な設備資金」とは、以下のいずれかに該当する資金であること。

ア 工場等用地の取得及び造成に要する資金

ただし、工場等用地の取得又は造成後原則1年以内に工場等の建設又は増築に着手すること。

イ 工場等の購入、建設又は増築に要する資金

ウ 工場等の立地に伴う機械設備の設置に要する資金

10 認定手続等

(1) （環境・省エネ）様式第9は、公害防除対策等を行う工場等（工場移転の場合は移転先）の所在地により、環境局環境政策部環境政策課又は各県民事務所等環境保全課に提出すること。

(2) （商店街）様式第10は、商業流通課に提出すること。なお、指定組合等の組合員又は指定商工会等の会員が融資申込みする場合においては、事前に当該指定組合等又は当該指定商工会等からその組合員又は会員である旨の証明を受けていること。この組合員又は会員である旨の証明は、組合員又は会員である旨を確認できる書類（組合員名簿等）の添付により代えることができるものとする。

(3) （企業立地・地域未来投資）様式第14は、産業立地通商課に提出すること。

11 審査等

(1) （環境・省エネ）環境政策課長又は県民事務所等環境保全課長は、計画書（様式第9）の審査等を行い、計画を認定したときは申込者及び取扱金融機関に通知する。

また、県民事務所等環境保全課長は計画書の写し2通を環境政策課長あて、環境政策課長は県民事務所等の分もとまりまとめて計画書の写し1通を中小企業金融課長に送付すること。

(2) （企業立地・地域未来投資）産業立地通商課長は、計画書（様式第14）の審査等を行い、内容を証明したときは申込者に通知するとともに、計画書の写し1通を中小企業金融課長に送付すること。

12 報告

取扱金融機関は、パワーアップ資金において、以下の各号に該当する融資について、保証無し融資を行った場合、様式第22により、中小企業金融課へ報告を行うこと。なお、各様式内で見積書等の添付を要しているものについても、報告においてこれらの書類の添付は不要とする。

(1) (貿易振興・海外展開)

ア 要綱第9第2項第1号ア(ア)の融資を行った場合。なお、計画書(様式第6の1)を添付すること。

イ 要綱第9第2項第1号ア(イ)の融資を行った場合。なお、事業内容に応じた計画書(様式第6の2から様式第6の6)を添付すること。

(2) (経営革新計画)の融資を行った場合。

(3) (ワーク・ライフ・バランス、ファミリー・フレンドリー)
要綱第9第2項第1号エ(ア)の融資を行った場合。
なお、計画書(様式第7)を添付すること。

(4) (あいち女性輝きカンパニー)の融資を行った場合。

(5) (環境・省エネ)の融資を行った場合。
なお、計画書(様式第8)を添付すること。

(6) (商店街)の融資を行った場合。

(7) (観光)の融資を行った場合。

(8) (防災)の融資を行った場合。
なお、計画書(様式第12)を添付すること。

(9) (健康経営)の融資を行った場合。

(10) (補助金つなぎ)の融資を行った場合。
なお、計画書(様式第13)を添付すること。

(11) (企業立地・地域未来投資)の融資を行った場合。

(12) (設備投資促進枠)の融資を行った場合。
なお、計画書(様式第15)を添付すること。

(13) (クラウドファンディング活用促進枠)の融資を行った場合。
なお、別に定める計画書を添付すること。

(創業等支援資金)

第3 要綱第10第1項第1号ア及びウに規定する「事業を営んでいない個人」とは、融資申込日に事業を営んでいないものをいい、法人の代表者である者を除く。

2 要綱第10第1項第1号ウ及びエに規定する「事業を開始した日」とは、会社の場合会社を設立した日をいい、個人の場合売上げが発生した日をいう。

3 要綱第10第2項第2号に規定する「自己資金」とは、次の(1)に掲げるものの合計額から、(2)に掲げるものの合計額を控除した金額をいう。

(1) 創業資金

次に掲げるもののうち、当該創業予定の事業に充てるために用意したものに限る。
(客観的書類により証明できない場合、また、預金等において形成過程に疑義がある場合は、創業資金に含めない。ただし、相続、近親者からの贈与の場合で、創業事業計画の具体的妥当性を勘案し、妥当であると認められる場合に限り、創業資金に含め

ることができる。また、個人が会社を設立の場合は、その個人による資本金又は出資金を創業資金に含めることができる。）

ア 普通預金、定期預金等残高の証明ができるもの

イ 客観的に評価が可能な有価証券であり、一定の評価率(協会所定)を乗じたもの

ウ 敷金及び入居保証金

エ 申込前に導入した当該事業用設備（不動産及び未払いのものを除く。）

オ その他客観的に評価が可能な資産（不動産及び未払いのものを除く。）

(2) 借入金等

ア 残存返済期間が2年以上ある住宅ローン及び設備資金等の長期借入金の年間返済予定額(元利金合計)の2年分

イ その他の借入金全額

4 要綱第16第1項第8号に規定する「別に定める創業資金等が確認できる書類」とは、次に掲げるものとする。ただし、要綱第10第1項第1号ウ及びエに該当する場合は、状況に応じて(1)から(5)の書類の添付を省略することができる。

(1) 創業資金を証する書面

(2) 借入金にあつては次のもの

ア 借入金の残高が分かるもの

イ 返済金額の分かるもの

ウ 借入の始期及び終期の分かるもの

(3) 住民票、免許証等現住所を明示するものの写し

(4) 3年度分の所得証明書又は3年度分の課税証明書

(5) 不動産を所有しているときは、不動産登記簿謄本又は固定資産税評価証明書

(6) 会社が申込人のときは、商業登記簿謄本及び定款の写し

(7) 個人が申込人のときは、開業届出書の写し等の開業年月日が確認できる資料

5 様式第16は、要綱第10第1項第1号ウ及びエに該当する場合、状況に応じて添付を省略することができる。

6 要綱第10第1項第1号オに規定する「別に定める県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者」とは、次に掲げるもののうち、県が承認した者とする。

(1) 愛知県のプレ・ステーションA i（「ステーションA i」早期支援拠点）に入居した者のうち、スタートアップ及び起業を志望する者並びに起業から間がない者

(2) 「Aichi-Startup ビジネスプランコンテスト」に参加し、表彰された者

(3) 海外スタートアップ支援機関連携推進事業に参加し、提供されたプログラムを受けた者（一般向け講演会等のみに参加した者を除く。）

(4) 「ローカル・グローバル連携スタートアップ支援事業」において実施するアクセラレータープログラムに選抜され、提供されたプログラムを受けた者

(5) 「あいちスタートアップキャンプ」に参加し、メンタリングを受けた者

- (6) 「Aichi Matching」に参加し、企業と協業を開始した者
 - (7) あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（起業支援金）の支給を受けた者
 - (8) スタートアップ資金調達支援事業において設置する資金調達相談窓口の斡旋により、「パートナーVC」から資金調達した者
 - (9) 東三河スタートアップ・サテライト支援拠点事業における統括マネージャーによるインキュベーションプログラムを受けた者
 - (10) 愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金の支給を受けた者（当該補助金をスタートアップとして申請した者に限る）
 - (11) 「Aichi Open innovation Accelerator」（2018年度は「あいちアクセラレーター2018」）に選抜され、提供されたプログラムを受けた者
- （再生・事業承継支援資金）

第4 要綱第11第1項第1号ア(イ)に規定する「別に定める計画」とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (2) 産業競争力強化法（平成25年法律98号。以下「法」という。）第134条に規定する認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (3) 法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- (4) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- (5) 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置されている株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- (6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置されている株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- (7) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- (8) 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画
- (9) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの
- (10) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第133条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- (11) 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成

又は決定された事業再生の計画

- 2 要綱第11第1項第1号ア(イ)において、中小企業者から計画の実行及び進捗の報告を受けた金融機関は、次のとおり対応するものとする。
 - (1) 取扱金融機関は貸し付けを行った中小企業者(本項において「中小企業者」という。)から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けるものとする。
 - (2) 取扱金融機関は、事業再生計画の作成支援を行った機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。
 - (3) 取扱金融機関は、原則として3年間にわたり年1回中小企業者の事業年度毎に、協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、取扱金融機関自らの経営支援状況を報告しなければならない。なお、取扱金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
 - (4) 取扱金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、事業再生計画の作成支援を行った機関等と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。
- 3 要綱第11第1項第1号イ(ウ)に規定する「別に定める申込人資格要件」とは、次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当するものとする。
 - (1) 協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。
 - (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。
 - (3) 財務要件は、次のアからエまでに定める全ての要件を満たすものとする。なお、アからウまでについては、協会への申込日の直前の決算によるものとし、エについては、協会への申込時に満たしていることを要するものとする。
 - ア 資産超過であること
 - イ $EBITDA$ 有利子負債倍率 $\left((借入金 \cdot 社債 - 現預金) \div (営業利益 + 減価償却費) \right)$ が10倍以内であること
 - ウ 法人・個人の分離がなされていること
 - エ 返済緩和している借入金がないこと
- 4 要綱第16第1項第9号イに規定する「事業再生計画」とは、次に掲げる内容を満たすもの又は含むものとする。
 - (1) 債権者間の合意がとれていること。
 - (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策を記載すること。
 - (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画を記載すること。
- 5 要綱第11第1項第1号イ(事業承継)(ウ)及び(エ)において、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項に基づく知事の

認定を受けている中小企業者の代表者を融資対象とする場合は、原則として、申込者の既往取引金融機関のうち、取引期間が長い、貸付残高が多い、保証債務残高が多い、融資に留まらず経営に係る相談その他の経営支援を頻繁に実施している等の理由から、一定の信頼関係を構築しているものとして申込者が認識する金融機関を申込みの受付機関とする。

6 要綱第13第6項に規定する手続において、支援機関等からの証明を受けた様式第21は、中小企業金融課に提出すること。

7 取扱金融機関は、要綱第11第1項第1号イ（事業承継）に該当する融資を行った場合、様式第22により、中小企業金融課へ報告を行うこと（ただし、保証付き融資は除く）。なお、計画書（様式第19又は第20）を添付すること。

（モニタリング）

第5 新型コロナウイルス感染症対応資金のモニタリング

取扱金融機関は、据置期間が1年を超える場合、据置期間中モニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、報告について、令和2年12月31日までは当該報告を猶予することができる。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

2 新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金のモニタリング

保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者が、協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は当該融資が完済となるまでモニタリングを行い、半年に一度協会に対しその内容を報告するものとする。ただし、同項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）中であるとき、又は保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時に、その理由を記載した書面を協会へ提出するものとする。

3 経営改善等支援資金のモニタリング

取扱金融機関は、本資金を利用する場合、国が定める伴走支援型特別保証制度要綱に沿ってモニタリングを行う必要がある。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時に、その理由を記載した書面を協会へ提出するものとする。

（納税要件）

第6 税の早期完納が見込まれることの見え方について

要綱第8第1項第4号ア、第23第1項第4号、第24第1項第4号及び第25第1項第4号における「税の早期完納が見込まれること」とは、法的手段等により、事業税等調査対象税目に係る税額の納税が猶予されている状態をいう。

なお、「係争中」のものは「税の滞納」に該当し、同要件は充足しない。

(申込みの受付期間)

第7 各資金の申込みについては、要綱第14で定める受付期間内に協会が申込みを受付することを要する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

なお、平成12年4月1日付け12中金第92号の愛知県経済環境適応資金融資制度要綱運用要領は廃止する。

附 則

この要領は、平成13年9月20日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年6月17日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年5月9日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年10月14日から実施する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年4月13日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年6月7日から実施し、平成17年8月16日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年10月16日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年12月17日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 31 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 23 年 3 月 17 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 25 年 1 月 4 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 25 年 9 月 20 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 3 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 2 年 3 月 9 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 18 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1 - 1 環境負荷低減設備（主なもの）

項 目	概 要	対象となる設備
省エネルギーを促進するための設備	<p>エネルギーの使用を削減する設備。 なお、エネルギーとは、以下のものをいう。</p> <p>①燃料（原油、ガソリン、重油、その他の石油製品、可燃性天然ガス、石炭、コークスなど） ②上記燃料を熱源とした熱 ③上記燃料を起源とする電気</p>	<p>○燃料（原油、ガソリン、重油、その他の石油製品、可燃性天然ガス、石炭、コークスなど）の使用を削減する設備</p> <p>○上記燃料を熱源とした熱の使用を削減する設備</p> <p>○上記燃料を起源とする電気の使用を削減する設備</p>
新エネルギーを促進するための設備	<p>新エネルギーを利用する設備。 なお、新エネルギーとは、以下のものをいう。</p> <p>①太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、温度差エネルギー利用、水力発電など ②革新的なエネルギー高度利用技術（天然ガスコージェネレーション、燃料電池）</p>	<p>○新エネルギー（太陽熱利用、バイオマス熱利用など）を熱源とした熱を利用する設備</p> <p>○新エネルギー（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電など）を起源として発電する設備</p> <p>○革新的なエネルギー高度利用技術を利用する設備</p>
廃棄物、排水、副産物及び容器包装等（「廃棄物等」）のリサイクルを促進するための設備	<p>廃棄物等のリサイクル（再生利用、材料・製品の再資源化、燃料化）に資する設備。 主に以下の機能を有する設備をいう。</p> <p>①廃棄物等を回収、保管する設備 ②リサイクルのための処理を行う設備 ③その他、廃棄物等のリサイクルに資する設備</p>	<p>○廃石膏リサイクル設備</p> <p>○ごみ固形化設備（R P F、木質ペレット製造設備）</p> <p>○生ごみ堆肥化設備</p> <p>○建設汚泥リサイクル設備</p> <p>○廃プラスチック洗浄設備</p>

項 目	概 要	対象となる設備
<p>廃棄物又は排水の量を減少させ、環境負荷の低減を図る設備</p>	<p>廃棄物又は排水を削減する設備。 主に以下の機能を有する設備をいう。</p> <p>①製品を製造する工程で生じた廃棄物又は廃水を自社内で減量化・減容化するための設備 ②他の企業から処理を請け負った廃棄物を再利用するなどして減量化・減容化するための設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○廃プラスチック減容化設備 ○生ごみからのガス発電設備 ○排水再利用整備 ○油水分離設備 ○工場廃液処理設備
<p>環境負荷低減型設備（エコ商品）を製造するための設備</p>	<p>エコ商品を製造するための設備をいう。</p> <p>※エコ商品（自然を破壊しない環境保護を目的とした商品・環境に悪影響を及ぼさない素材を使用した商品・リサイクルしやすい商品、廃棄しても環境汚染しない商品・ライフサイクルで省エネ・省資源が達成されている商品）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン購入法（国等による環境物品等の調達等の推進等に係る法律）に対応した製品を製造する設備 ○エコポイント制度の基準を満たすテレビ、エアコン等を製造する設備 ○あいちリサイクル資材評価制度に基づき公共事業で率先利用することが認定された製品（あいくる制度適合製品）を製造する設備

別表 1 - 2 公害を防止するために必要な施設等（主なもの）

項 目	概 要	対象となる施設
公害防除施設等 （工場等の移転に伴い設置等を行う施設等を含む。）	大気汚染を防止する施設	○集じん施設 ○有害ガス（特定フロン等を含む。）除去施設 ○排煙脱硫施設 ○低NO _x 燃焼施設
	水質汚濁を防止する施設	○污水处理施設 ○地下水汚染防止施設 ○合併処理浄化槽
	騒音・振動を防止する施設	○防音施設 ○防振施設
	地盤沈下を防止する施設	○水源転換施設 ○水の循環施設 ○水の再生使用施設
	土壌汚染を防止する施設	○汚染土壌処理装置 ○遮断層
	悪臭を防止する施設	○燃焼施設 ○洗浄施設 ○吸着施設
	産業廃棄物を処理する施設 （産業廃棄物の処理を業とする者に係る施設を除く）	○脱水施設 ○焼却施設
	産業廃棄物の処理を業とする者の産業廃棄物処理施設等に附帯する公害防除施設	○汚泥の脱水施設、乾燥施設 ○汚泥、廃油、廃プラスチック類その他産業廃棄物の焼却施設又は水銀若しくはその化合物を含む汚泥のばい焼施設 ○廃油の油水分離施設 ○廃酸・廃アルカリの中和施設 ○廃プラスチック類その他産業廃棄物の破碎施設 ○有害物質を含む汚泥のコンクリート固形化施設 ○汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 ○廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設 ○産業廃棄物最終処分場に附帯する施設
工場等の排煙、排水等の管理に必要な測定機器	○水質自動計測機器 ○排水流量計 ○SO ₂ 測定装置	